様式第１号（第６条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年　　月　　日

（宛先）春日市長

申請者氏名

下記の講座を受講したいので、春日市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第６条第１項の規定により、同要綱の対象講座としての指定を申請します。

また、市がこの申請審査に関して、支給要件の有無について公簿等で確認することに同意します。

<table>
<tr><td rowspan="2">①氏　　名
（個人番号）</td><td colspan="2">ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人番号</td></tr>
<tr><td>②住　　所</td><td colspan="4">（〒　　－　　）
電話（　　）　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③教育訓練施設</td><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">電話（　　）　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">④教育訓練講座の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤教育訓練の期間</td><td colspan="3">年　月　日 ～ 年　月　日
（受講開始日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥所要費用（予定）</td><td colspan="3">入学料　　円（税込み）、受講料　　円（税込み）
合計　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無</td><td colspan="3">受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が
ある　・　ない</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑧過去の受給の有無</td><td colspan="3">過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことが
ある　・　ない</td></tr>
<tr><td colspan="5">（備考）</td></tr>
</table>

（注意）

１　支給対象となるのは、指定講座の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。）の合計額の 60 パーセントに相当する額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は 20 万円で、その額が 12,000 円を超えない場合は支給対象となりません。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に 40 万円を乗じた額ですが、限度額は 160 万円で、その額が 12,000 円を超えない場合は支給対象となりません。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

２　指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）は、教育訓練施設に確認した内容で通知します。

３　所要費用については、標準的に予定される金額であり、教育訓練の修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定します。

４　対象講座の指定後に当該指定講座を受講前若しくは受講途中で取りやめた場合、受講途中に住所を異動した場合又は支給要件に該当しなくなった場合は、春日市にその旨を報告してください。

なお、これらの場合は、自立支援教育訓練給付金の支給が受けられないことがあります。

５　自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、指定講座修了日（特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給希望者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して 30 日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」及び必要書類を添えて支給申請手続を行うことが必要であり、この申請により支給申請手続が完了したものではありません。